

市営住宅入居要件の緩和

【緩和する理由】

東京電力原子力事故により被災した子どもたちをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号。以下「子ども・被災者支援法」という。）に基づき、「支援対象地域に居住していた避難者について、新規の避難者を含め、公営住宅への入居の円滑化を支援する」旨が位置づけられ、対象地域に居住していた避難者（以下「支援対象避難者」という。）の居住の安定を図る必要があるため。

【緩和する入居要件】（平成27年1月より適用開始）

住宅困窮要件，同居親族要件，公租公課要件，入居収入要件の一部

※詳しくは次ページ「支援対象者の具体的な入居要件」を参照ください

※抽選会への参加免除や抽選会における当選確率の優遇は実施していません

支援対象避難者

●平成23年3月11日時点で、福島県中通り・浜通り（避難指示区域等を除く）に居住していた方を対象とします。

※支援対象避難者であることは、平成23年3月11日時点で居住していた市町村が発行する「居住実績証明書」により確認します。詳しくは、当該市町村へお問い合わせください。

支援対象者の具体的な入居要件

以下の要件をすべて満たすことが必要です。

詳しくは「市営住宅入居申し込みご案内」をご覧ください。

◎住宅困窮要件：住宅に困窮していること（持ち家がないこと）

緩和あり 支援対象地域に持ち家がある場合に限り、本要件を満たすものとします

◎同居親族要件：親族と同居すること（単身入居要件を満たすものを除く）

緩和あり 単身入居要件を満たすものとします（特例以外でも単身入居できる）

※必要なサービスを利用しても独立した生活を営めない場合等は単身での入居不可

◎公租公課要件：税金等の滞納がないこと

緩和あり

◎入居収入要件：世帯全員の所得月額が15万8千円を超えないこと

高齢者のみ世帯等（所得上限緩和世帯）は25万9千円を超えないこと

緩和あり 分離避難者（二重生活である等の者）は、世帯全員の所得金額の合計額に1/2を乗じた額が15万8千円又は25万9千円を超えないこと

※分離避難者であることは聞き取りや書類（源泉徴収票等）により判断

◎非暴力団要件：申込者及び同居しようとする親族等が暴力団員でないこと

支援対象者として入居申込する際の添付書類

【入居申し込み時】

◎平成〇〇年度市営住宅入居申込書

※下部「困窮理由」「住宅状況」又は欄外に支援対象であることがわかるよう記載

例) 「住宅状況」仮設住宅に居住（福島市から自主避難）

例) 「困窮理由」親族宅に間借り（平成23年4月に南相馬市から避難）

【当選後】（当選から概ね1週間以内）

◎資格審査書類一式（詳しくは「市営住宅入居申し込みご案内」をご覧ください）

◎居住実績証明書（平成23年3月1日に居住していた市町村へ申請してください）

※申請から交付まで1～3週間程度かかる場合があります

※支援対象者として（緩和を受けて）当選した場合、**指定した期日までにこの証明書の提出がなければ当選が無効**となりますので、余裕をもって準備ください

※証明書に有効期限はありません